

西区役所発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)(平成27年6月末現在)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	西区広報紙企画編集業務	印刷・デザイン	株式会社アド・エモン	2,505,600円	平成27年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
2	平成27年度西区コミュニティ育成事業業務委託	その他	一般社団法人西区青少年地域福祉協議会	9,731,000円	平成27年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
3	平成27年度大阪市西区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託	その他	有限会社ケース	17,690,400円	平成27年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
4	西区地域福祉見守り活動応援事業	その他	社会福祉法人 大阪市西区社会福祉協議会	9,414,882円	平成27年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G2	—
5	子育て支援拠点事業	その他	NPO法人あそびのお部屋シュッポッポ	4,697,000円	平成27年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—

随意契約理由書

1 案件名称

西区広報紙企画編集業務

2 契約の相手方

株式会社アド・エモン

3 随意契約理由

広報紙発行事業の目的は、区民の皆さんと区役所を結ぶ情報媒体として、大阪市政・西区政に関する情報を伝えるとともに行事や地域情報の紹介など、区民の皆さんに役立つ情報を提供することである。広報紙発行事業の一環である企画編集業務については、区民の皆さんに親しみを持って読んでいただける広報紙をめざし、企画や編集に関するノウハウや専門性をもつ事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により請負業の選定を行った。

株式会社アド・エモンは、公募型プロポーザル選定委員会において総合的に優れた提案を行ったため、上記事業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

西区総務課事業調整（電話番号06-6532-9989）

随意契約理由書

1 案件名称

平成27年度西区コミュニティ育成事業業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人 西区青少年地域福祉協議会

3 随意契約理由

本業務は、区におけるコミュニティづくりを推進するため、地域の各種団体と協働し住民主体のコミュニティ活性化のための各種事業を実施するものである。

業務の遂行に当たっては、民間事業者の持つ地域コミュニティ育成に関するノウハウや、地域活動団体に関する幅広い知識と経験、専門性を活用するため、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。

選定業者は本業務において総合的に優れた提案を行ったため、契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

西区役所市民協働課 電話番号 06-6532-9734

随意契約理由書

1 案件名称

平成27年度大阪市西区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託

2 契約の相手方

有限会社 ケース

3 随意契約理由

本業務については、「地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援」を業務内容とし、地域住民及び形成後の地域活動協議会からの多種多様なニーズに答えるための高度な知識・技術や創造力、構想力、ノウハウや応用力が要求される業務である。そのため、各地域の実情に精通し、最も適切な支援手法を提案した事業者と契約を締結することで、事業目的を達成し、かつ最大限の事業効果を引き出せるものと考え、平成26年度に公募型プロポーザル方式により受託者を決定した。

平成27年度の受託者及び契約方法として、学識経験者等による中間評価において、同受託者に継続して委託することが有効であるとの意見を受け、企画提案書を提出させ、内容を審査した結果、区が求める水準の支援が見込まれると判断でき、契約事務審査会において、契約方法についての審議を経て、継続契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

西区役所市民協働課 電話番号 06-6532-9734

随意契約理由書

1 案件名称

西区地域福祉見守り活動応援事業

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市西区社会福祉協議会

3 随意契約理由

本事業は、平成 27 年度から実施される福祉局事業「地域における見守りネットワーク強化事業」と密接に連携し地域における見守り活動の構築を行うとともに、局事業で把握した要援護者情報を共有し地域を基盤にして要援護者の支援を行うこととしており、地域資源の活用・協力がなければ実現できないものである。局事業においては、これまで地域と連携・協働してきた 24 区社会福祉協議会と随意契約を締結する一方、本事業については、区内や地域の福祉課題を把握し行政と地域との「中間支援機能」を有するとともに、福祉分野における専門的知識やノウハウを保有し、局事業と連携し要援護者への見守り活動を担う事業者が求められる。

西区社会福祉協議会は、局の随意契約締結先であるとともに、社会福祉法に基づいて設立され、何年にもわたって区役所とともに「地域福祉の推進」に取り組む、地域の課題解決のため地域住民や地域における様々な団体、社会福祉施設等地域における社会資源の「プラットフォーム」としてネットワークを有し、連携・協働を行ってきた経験と実績を有する唯一の団体であるため、本事業の委託先として指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市西区役所保健福祉課（地域福祉）（電話番号06-6532-9857）

随意契約理由書

1 案件名称

子育て支援拠点事業

2 契約の相手方

NPO法人あそびのお部屋シュッポッポ

3 随意契約理由

西区においてはマンションの建設が進み、人口増加と共に核家族化が急速に進んでいる。家族関係の変化や地域でのコミュニケーション不足から、子育てに不安や悩みを持つ方が気軽につどえる場所として、西区の中心的な位置で駅にも近い西区民センター内で子育て支援事業を実施し、子育て支援の充実を図ることを目的とした事業である。当事業を効果的に実施するには、価格による競争入札ではなく、民間事業者のもつノウハウや創造性を活かし、多様化する子育て層のニーズにあった事業を企画・実施することが可能な事業者を選定する必要があることから、公募型企画競争方式により、事業者の選定を行った。その結果、子育て支援にかかる十分な実績や事業提案、企画力が評価された上記の者を委託者として選定し、委託契約を結ぶこととする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市西区役所保健福祉課(子育て支援) (電話番号06-6532-9952)